#真岡ごはん 真岡の「美味しい」をお届けします。











①店長の野沢有仁子さん ②一番人気のソーセージ&ベーコン ③本格石窯 ④こだわりの生地はすべて手作り ⑤店舗敷地入口



【所在地】大根田 427 【駐車場】5台程度 【営業時間】11:00~18:00 【定休日】不定休

(Instagram をご覧ください) 【メール】crazy.monster225 @gmail.com



クレイジー モンスター Instagram

0 D A 9 = 0 A 9 = CRAZY MONSTER (大根田)

キッチンカーに石窯を積み、500℃で1枚 1枚丁寧に焼き上げる本格ピザです。ふっく らモチモチのピザ生地に香ばしい焦げ目、メ ニューも豊富ですので、いろいろな味を楽し みながらお気に入りを見つけてください!イ ベントや施設等への出張販売も承ります。詳 しい営業日は、インスタグラムから。

読者プレゼント

応募締切 令和6年4月30日(火)※消印有効

抽選で、当店人気の「マルゲリータ PIZZA | Mサイズを3名にプレゼントします。専用応募 フォーム、または官製はがきに必要事項を記入し、 応募ください。

【必要事項】応募者情報(住所·氏名·年齡·連絡先) 広報紙に関するご意見・ご感想など

【応募先】〒321-4395 真岡市荒町5191 番地 秘書広報課広報広聴係 「広報もおか4月号プレゼント」担当





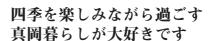
-注意事項-

- *市内外問わず1人1通応募可
- *応募数が定数を超えた場合は抽選
- *当選者のみ当選券を発送

あの日あのころ 第 421 回



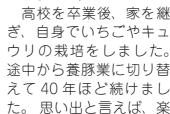
大原 文雄さん (物井在住・75歳)



私は昭和24年、物井で生まれ、5人きょうだ いの長男として育ちました。当時、日本は戦後の 第1次ベビーブームで、近所でも子どもがたくさ んいた時期でした。姉によく手を引かれて通った 母校の物部小学校では、ひと学年だけでも 200 人 ぐらいの児童がいてとてもにぎやかでした。また、 休み時間や放課後には、友達と侍ごっこやゴム銃 で遊び過ごした思い出があります。

中学を卒業後、真岡農業高校(現・真岡北陵高校) の畜産科へ進学しました。高校では農業クラブの 会長を務め、県内各校の代表生徒との交流もあり 充実していました。家が農家だったので、帰宅後

> は両親の農作業を手伝っ ていました。



しいことを企画す るのが好きだった ので、子どもが小学 生の頃、校庭で豚を 丸焼きにして子ど もたちに食べても らうイベントを考 えました。



NHK テレビ・ラジオ体操指導で 有名な輪嶋氏を講師に招き、 PTA の講演会を開催

焼きたての肉を子どもたちがおいしそうに頬張っ てくれてうれしかったですね。また、学童野球の チームを友人と作ったり、近所の子どもたちを連 れて野球観戦や海水浴へ行くなど、仕事の傍ら、子 どもとの時間も大事にしていました。一方、大変 なこともありました。それは東日本大震災の影響 で断水が続いた時です。家畜の飲み水を確保する ため、庭の古井戸から水をくみ上げ、井戸と畜舎 を 1 日に何十回も往復しました。また、自宅の屋 根瓦が崩れてしまい、自ら屋根の応急措置を行う など、大変な時期でしたが、やり遂げた充実感が あり、人生の中で一番思い出に残っています。

現在では、無農薬の野菜や味噌づくり、庭の植



木の手入れ、磯山の 散歩、温泉などを楽 しみながら過ごして います。これからも 家族の健康を第一に、 身近な自然を大切に しながら過ごしてい

庭にある松の木をせん定する大原さん。きたいと思います。

消費生活センターメモ № 490

若い頃の大原さん

購入業者が自宅に来て物品を買い取る 「訪問購入」のトラブルが増えています



<事例>「食器や古着を買い取る。 被災地支援のため協力してほしい」と 電話があり訪問を承諾した。訪問した 購入業者から、「貴金属はないか」と 強く言われ、仕方なく指輪を見せたところ、売るつ もりはなかったのに強引に買い取られてしまった。

購入業者による飛び込みの勧誘は禁止されています

事前に電話などで消費者の同意を得てから訪問 しなければなりません。安易に訪問を承諾せず、 話を聞かずに断ることが大切です。また、突然訪 問した業者を家に入れないようにしましょう。

事前に承諾をしてない物品 (貴金属など)の 売却を迫られたら、きっぱり断る

「指輪やネックレスはないか」などと、事業者が 事前に承諾した物品以外の買い取りを勧誘するこ とは禁止されています。

クーリング・オフ期間中、 消費者は物品の引渡しを拒むことができます

訪問購入は、契約書面を受領した日から8日以内 であれば、クーリング・オフができます。また、

購入業者が物品を買い取った後、 すぐに転売してしまう恐れがある № ため、クーリング・オフ期間中は、

購入業者に物品を引き渡さず手元 に置いておくことができます。

> 【相談窓口】消費生活センター (くらし安全課内) № 0285-84-7830 (ハナシテナヤミナシ) 平日 9:00~12:00 13:00~16:00 ※相談料無料

> > 15

14 広報もおか 令和6年4月号